

懲戒処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 愛知県弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士法人
名称 弁護士法人白濱法律事務所
届出番号 H-606
主たる法律事務所
名称 弁護士法人白濱法律事務所
所在場所 愛知県刈谷市若松町3-9
Y F BLDG 3階
- 所属弁護士会 愛知県弁護士会
懲戒に係る法律事務所
名称 弁護士法人白濱法律事務所
所在場所 愛知県刈谷市若松町3-9
Y F BLDG 3階
- 所属弁護士会 愛知県弁護士会
処分の内容 戒告
処分が効力を生じた年月日
令和8年8月5日
令和8年9月1日 日本弁護士連合会

公示送達

三浦義隆氏が本会から送達を受けるべき下記の文書は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第10条第3項の規定により、本会がこの旨を本会の掲示場に掲示した令和8年9月15日の翌日から起算して14日を経過したときに下記の文書の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀審査会2026年（コシ）第134号事業の決定通知及び決定書謄本
令和8年9月15日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。
令和8年9月15日 奈良県教育委員会

- 1 氏名 堀田 亮介、本籍地 兵庫県
- 2 免許状の種類、番号、授与権者、授与年月日
(1) 中学校教諭専修免許状(技術)、平23中専第166号、大阪府教育委員会、平成24年3月31日 (2) 高等学校教諭専修免許状(工業)、平23高専第237号、大阪府教育委員会、平成24年3月31日

- 3 失効年月日 令和8年6月12日
- 4 失効事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号ロ）該当
1 氏名 伊藤 青生、本籍地 奈良県
- 2 免許状の種類、番号、授与権者、授与年月日
(1) 中学校教諭二種免許状（外国語（英語））、令3中二第57号、大阪府教育委員会、令和4年3月31日
- 3 失効年月日 令和8年6月12日
- 4 失効事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の女性の右大腿骨及び骨盤の一部、着衣及び所持品はなし
上記の者は、令和8年7月24日午前10時半頃秋田県にかほ市金浦字赤石地内赤石コミュニティ公園の北西約400mの金浦漁港海岸突堤に設置された消波ブロック上で発見されました。死因は不詳、死亡時は令和7年1月頃から令和8年6月頃と推定。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。
令和8年9月15日
秋田県 にかほ市長 市川 雄次

会社その他の公告

解散公告
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは債権から除斥します。
令和8年九月十五日
札幌市東区北二十五条東十九丁目五番二号
S E World 合同会社
清算人 遠藤 有一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十五日
北海道網走市南五条西三丁目七番地
有限会社島野仏具店
清算人 畑中とし子

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年九月十五日
北海道沙流郡日高町字豊郷六五二番地一
有限会社松平牧場
清算人 林 信雄

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年九月十五日
岩手県宮古市大通二丁目四番四号
有限会社光洋水産
清算人 北舘 光洋

解散公告

当社は、令和八年八月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年九月十五日
宮城県大崎市古川三丁目二丁目三番五〇号
有限会社電気科学研究所
清算人 齋藤美智子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十五日
秋田市浜田字滝ノ下一九一番地の一
有限会社秋原工作所
清算人 相原 久

解散公告

当社は、令和八年八月二十八日開催の株主総会の決議により令和八年八月三十一日を以て解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年九月十五日
秋田市寺内字三千刈一一一番地の一
秋田活版印刷株式会社
代表清算人 畠山 紀夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年九月十五日
秋田県鹿角市花輪字合ノ野五〇一三
有限会社創研社
清算人 鈴木 実

解散公告

当会社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年九月十五日
山形県酒田市こあら一丁目五番地の一七A
柿崎商事有限公司
清算人 柿崎 小春

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年八月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年九月十五日
山形県東根市大字野田二九八番地一八
株式会社インタリユード
代表清算人 菅野 正和